

広報

No. 320



しろいし

3

61年

編集と発行 白石市役所総務課・宮城県白石市字桜小路35・印刷 本木印刷(株)



手づくりも楽しい!

伝承玩具に挑戦 (2月8日 白二小)

今月の主な内容

行政事務機構改革.....P2~P5	市民登場、郷土史アレコレ、わたしのケツサク、
会式訪問、市長日誌、話題を追って.....P6~P7	わが家のアイドル、市民文芸.....P12~P13
新しい国民年金がスタート!!.....P8~P9	公民館だより、図書館、おしらせ.....P14~P17
スパイクタイヤの使用規制、わが家の味.....P10~P11	カメラ・ニュース、休日急患当番医、定例相談.....P18



行政事務機構改革

一人ひとりの声を大切に

白石市事務分掌改正図 (昭和六十一年四月一日施行予定)

秘書企画課	秘書係	人事係	企画係	統計係
総務課	総務係	財政係	消防交通安全係	
	越河事務連絡所・斎川事務連絡所・大鷹沢事務連絡所・白川事務連絡所・小原事務連絡所			
管財課	総務係	用地管理係	用度契約係	
	市民体育館・市民会館			
税務課	管理徴収係	市民税係	固定資産税係	国民健康保険税係
農林課	総務係	農政係	林務係	畜産係
	農林土木係			
商工観光課	商工係	観光係		
保健衛生課	総務係	保健指導係	国民健康保険係	環境衛生係
市民課	戸籍係	市民係	国民年金係	
建設課	総務係	土木係	道路管理係	建築係
	住宅係			
都市計画課	総務係	公園緑地係	工務係	補償係
下水道課	総務係	工務係	施設管理係	
簡易水道管理室	総務係	施設係		
社会福祉事務所	総務係	福祉係	保護係	保育係
	東保育園・西保育園・南保育園・北保育園 越河保育園・大鷹沢保育園・白川保育園 深谷保育園・小原保育園・児童館(第一・第二)			
会計課	出納審査係			
水道事業所	総務係	給水係	施設係	ポンプ場
議会	事務局	総務係	議事係	調査係
選挙管理委員会	事務局	総務係	選挙係	
教育委員会	事務局	総務係	学務係	社会教育係
			小学校 (10)	
			中学校 (6)	
			幼稚園 (2)	
	中央公民館 地区公民館 (8) 図書館 学校給食センター 勤労青少年ホーム 働く婦人の家			
農業委員会	事務局	農政係	農地係	
監査委員会	事務局			
公平委員会	事務局			



4月1日スタート

よりよい便利な窓口



市は、昨年十月に行財政の合理化、効率化を目指す白石市行政改革大綱を策定し、これを推進しております。

今月号では、本年四月一日からスタートする行政大綱に基づいて推進する機構改革の概要をお知らせします。

市民の皆様のご理解とご協力をお願いします。

課の統合

市長の事務部局では、従来の「保険課」と「衛生課」を統合して「保健衛生課」としてスタートします。

△保健衛生課の所管する事務は、従来の衛生課で担当してきた事務のほか、新しく国民健康保険税を除く「国民健康保険事業（国民健康保険者証の発行及び検認・保険の給付など）」、社会福祉事務所から「老人保健医療給付事務」「高額療養費給付事務」等を移管し、市民の医療と保健事業の窓口を一本化し、皆さんに対するサービスの向上に努めることにしました。

△保険課から税務課に移管する事務は「国民健康保険税の賦課・徴収」など保険税に関する事務で、四月一日から税務課が窓口となります。係名は「国民健康保険税係」となります。

出張所の機構及び所掌事務が改善され、従来の出張所を廃止し、新たに事務連絡所が設置されます。分室は廃止。

△各種届けは、市民課窓口になります。市民課窓口では、これまで各出張所で取り扱っておりました戸籍届、住民異動届、印鑑登録、埋葬関係、国民年金事務及び助産費、葬祭費支給をいっさい本庁舎で取り扱うことになりました。

関係の統合について

市では、課内係を統合するため、課内係の連絡体制の確立を図り、事務の業務担当範囲を拡大し、効率的住民サービスを推し進めていきます。

関係の統合について

また、四月一日から移動入浴事業は、「八宮荘」に委託して行うこととなります。

教育委員会事務局の組織

教育委員会は、四月一日から従来の三課（庶務課、学校教育課、社会教育課）を廃止し、三つの係が設置されます。係名は、総務係、学務係、社会教育係です。

△市長部局より教育委員会事務局に移管する施設。勤労青少年ホーム、働く婦人の家

△教育機関について
大平、福岡、深谷公民館の各館に常駐する担当職員を発令し、その他の地区公民館の職員は、連絡所職員併任となります。

社会教育活動の窓口中央公民館は、各地区公民館活動の推進、応援態勢を確立し、事務運営の強化が図られます。

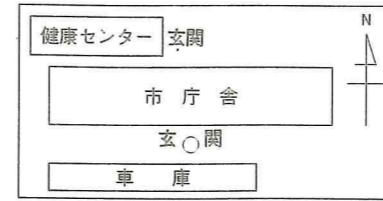


市の窓口あんない

昭和61年4月1日施行

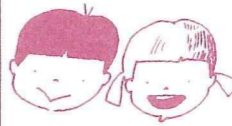
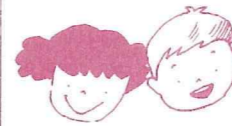
市長	助役	秘書企画課	市長や助役の秘書、交際、儀礼、職員の人事、総合計画の策定、土地利用計画各種の統計調査などの仕事をします。	
		総務課	議会の召集、文書・法令の管理、市の財政、交通安全・防災、市政だよりの発行など、行政一般についての仕事をします。 (越河事務連絡所、斎川事務連絡所、大鷹沢事務連絡所、白川事務連絡所、小原事務連絡所)	
		管財課	市有財産・施設の管理、契約・購入検査などの仕事をします。	
		税務課	市税や国民健康保険税及び諸税の賦課・徴収などの仕事をします。	
		農林課	農林・水産・畜産業と関連土木工事、地籍調査などの仕事をします。	
		商工観光課	商工労働の指導や融資相談・観光などの仕事をします。	
		保健衛生課	住民の各種健康診査や予防接種の実施、保健指導や保健栄養教室などの開催、国民健康保険・老人保健医療の給付、ゴミ・し尿処理、公害問題などの仕事をします。	
		市民課	戸籍や、住民基本台帳、各種登録や証明、住居表示に関することや市民生活一般の相談、国民年金などの仕事をします。	
		建設課	道路・橋の設計や維持管理、建築工事の設計・施工・監督、市営住宅などの仕事をします。	
		都市計画課	都市計画に関すること、都市公園や緑地の設置と維持・管理などの仕事をします。	
		下水道課	公共下水道に関する事業計画・工事・維持管理などの仕事をします。	
		簡易水道管理室	水質保全、水道料金、生活用水の供給の仕事をします。	
		社会福祉事務所	生活保護、児童福祉、母子福祉、身障者・精薄者福祉、老人福祉、保育園、恩給などの仕事をします。	
		収入役	会計課	現金の出納・保管・出納審査などの仕事をします。
			固定資産評価員	土地、建物の償却、資産の評価などの仕事をします。
水道事業所	水質保全、水道料金、広域水道計画など、生活用水の供給の仕事をします。			
議会事務局	議会の儀式・交際、会議の議事日程作成、請願・陳情の受付、各委員会・会議録の調整・編さんなどの仕事をします。			
選挙管理委員会	国会議員・知事・県議会議員・市長・市議会議員など、各種の選挙の管理・執行の仕事をします。			
教育委員会事務局	総務係		係一委員会会議、経理・奨学金・職員の人員、総合計画の策定、教育施設の管理などの仕事をします。	
	学務係		係一学校教育、教職員の人事、通学区、就学、学校給食、幼稚園、教科書などの仕事をします。	
	社会教育係		係一社会教育、体育、芸術文化、文化財、青少年の健全育成、視聴覚教育、ユネスコ社会教育施設の管理などの仕事をします。	
農業委員会事務局	農業振興計画、農家の育成、農業者年金、農地法に関することなどの仕事をします。			
監査委員会事務局	市の仕事が効率よく行われているかどうかを調べ、指摘、報告をします。			
公平委員会事務局	地方公務員法の完全な実施を確保するための委員会の議事の仕事をします。			

市庁舎あんない



☆健康センター

3F	女子高管理室 女子高管理科教室 展示ホール 小会議室 歯科医師会室 休憩室
2F	診療室(2) 診療室(1) 保健指導室 大会議室 レントゲン室 相談室 栄養指導室
1F	保健衛生課 選挙管理委員会 仙南保健所白石支所 機械審査室 結核審査室 消毒室 印刷室



市役所に連絡するとき.....5-2111

みなさんが市役所に電話すると交換手が出ますから、「ゴミのことで...」「広報のことで...」または「道路がこわれているので」と言う具合に、用件の内容をできるだけ具体的にお話してください。みなさんのご用件をお伺いすると、交換手は、すぐにその担当課へ電話をつなぎます。

市庁舎の配置がかわります
▽一階では、保険課が廃止された場所と選管(健康センターへの移動に伴う)にかわり、社会福祉事務所、社会福祉協議会が東側に配置されます。
▽二階では、下水道課と建設課を入れ替え、商工観光課が三階へ配置され、農林課の事務スペースが拡大されます。
▽三階では、市長室隣の従来からの管財課へ商工観光課が配置され、管財課は、東側に移行した配置となります。
◆健康センターの配置
健康センター一階の配置は、従来の社会福祉事務所・社会福祉協議会が市庁舎一階に移動することから、新しい「保健衛生課」と選挙管理委員会が配置されます。

☆市庁舎

5F	図書応接室 第四委員会室 第三委員会室 第二委員会室 第一委員会室 議員控室 議長室 議事務局
4F	記者交換室 電話室 青少年相談センター 教育委員室 監査委員室 第四会議室 大会議室
3F	第三会議室 管財課 商工観光課 市長室 秘書室 助役接室 秘書課
2F	農業委員会 農林課 第二計画課 都市設計課 下水道事業所
1F	宿直室 収入課 會計課 銀行生活相談室 消費生活相談室 市民相談室 社会福祉協議会 社会福祉事務所 市民課
地下	職員組合 女子休憩室 男子休憩室 機械室 食堂

東北アツギ株白石工場

「よりよい製品をより安く、すべての女性に」を経営目標に、実用おしゃれ製品の大衆化と向上を目指す厚木ナイロン工業株(本社・神奈川県、堀緑助社長)の基幹工場「東北アツギ株白石工場」(従業員三二二名)は、市にとって四番目の誘致企業です。

白石工場は、昭和四十四年操業を開始して以来、メリヤス肌着やタイツなど品質の優れた製品を製造しています。アツギナイロン白石工場といえば、ストッキングというイメージですが、昭和四十九年頃から、白石川の良質で豊かな水を利用して、主にメリヤスなどの染色加工や原糸の特種加工を行い、ソックス関係製品の生産拡大の基盤として機能しています。「現在、白石工場は機械操業的、技術的な仕事をもち、労働集約的な仕事を受け持ち、労働集約的な仕事は、西小原タイツ株をばじめとする周辺の衛星工場にまかせています」と乾工場長。

アツギナイロンの製品の特徴は、ソフトで伸縮性と強さを兼ね備えたカラフルなサポーター商品。八〇年代の衣文化に大きく貢献しています。

社内では、女子従業員(一九七名)を対象に教養学院が開設され、洋裁、和裁など花嫁修業が行われるほか、サークル活動や親睦会なども活発なようです。また自分の誕生日に休める誕生日休日を設定するというユニークな一面をもつアツギナイロン。明るい雰囲気職場づくりとともに高品質、機能的な商品により安く生産しています。

市長 日誌

1月 21日(火) 県知事に面会

第一は蔵王を中心とした広域観光推進のため、県がイニシアチフをとって蔵王山麓をとりまき白石市、蔵王町、川崎町、七ヶ宿町を含めた宮城蔵王リゾート地区基本計画の予算化をお願いする。第二は仙南広域農道の調査費をつけていただくためのお願いである。リゾート地区基本計画については、知事は「単に一市町だけでなく、お互いに手をとりあってこれを進めることはまことにいいことである。ぜひみなさん方もこれを進めるように」との積極的な意志を示された。仙南広域農道については、調査費そのものよりもこの事業が百億という膨大な事業費になることに危惧の念を抱かれているように非常に慎重である。しかし、いずれにしても広域的な発展なしには本市の発展もない。その点を強調して、後に望みを託し陳情を終わる。

29日(水) 厚生省等に陳情

29日は、東沢農免道路新規採択の陳情である。モデル・畜環と

ならんで、ぜひとも61年度に採択を願う農林関係三事業の一つであるが最も難関である。大鷹沢の山間部は、平坦部の白石蔵王駅周辺と比べ対照的に開発が遅れている。その均衡を図るためにぜひともこの農免道路を採択願うべく努力を重ねたい。

30日は、仙南・仙塩広域水道に対する国庫補助金に関する陳情である。協議会長の山本知事にかわり、陳情団の団長として地元選出の国会議員の先生及び厚生省に陳情を行う。財政が逼迫しており採択率は毎年低下の一途をたどっているが、八市十一町の水需要の緊急性を賢察いただき特段のご配慮をお願いする。

2月 4日(火) 仙南広域グリーントピア推進研究会

ニューメディアへの対応は私の公約の一つでもあるし、将来の白石に欠くべからざる要素である。すでに本市の周辺には、福島市が「住みよく豊かで緑あふれる都市・福島の創造」をテーマに「PEACH IN 福島」と

して、テレトピア指定地域となり、米沢を中心とした二市二町は「農業の振興、先端技術の導入、地域振興」を目指してテレトピアを進めている。

グリーントピアは、61年度に全国で十五地域が指定される。種々問題はあろうが、この研究会がぜひ多いものになってほしい。

6日(水) 7日(木) 自治省等に陳情

6日午後から上京し、一ノ関・中新田・白石線の国道昇格の陳情の後の懇親会に出席する。遠藤要先生のご紹介で萩原道路局長以下が出席する。

翌日、自治省に赴き特別地方交付税につき特段のご配慮をお願いする。何せ、6日の午前中予算査定でニッチもサッチもいかず、頭をかかえていた直後なので、ことに熱が入る。

20日(水) 朗報が入る

広域的に陳情を行っていた宮城蔵王リゾート地区基本計画及び仙南広域農道の調査費について、山本知事は、昭和61年度の当初予算に計上し、県議会に提案する予定である旨連絡があった。

県、市、町、民間一体となつて、今後この事業に取り組み決意をかためる。

話題を追って



▲絶好日よりのみやぎ蔵王 (2月11日)



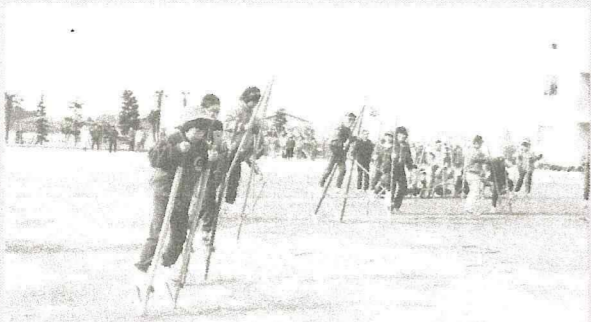
▲スキー教室 (2月みやぎ蔵王)



▲公開録音「民謡でござけん」 (2月2日中央公民館)



▲チビっ子の豆まき (2月1日駅前)



▲竹馬大会 (1月26日大鷹沢小)



▲「佐藤忠良」講演会 (2月16日市民会館)



▲白石市郷土資料館建設基金の贈呈式第2号 (2月19日市長室)




▲第1回市職員互助会文化祭 (2月7日～8日 市役所)


昭和61年4月1日から

新しい国民

■表-4

 子の加算額	2人目まで1人	15,000円 (月額)	(18歳未満の子を扶養 していれば、子の加 算額あります)
	3人目から1人	5,000円 (月額)	

■表-5

 子の加算額 60万円 (59年度価額)	2人目まで1人	15,000円 (月額)	(注) 子がうける場合の子の 加算は、2人目からに なります。
	3人目から1人	5,000円 (月額)	

◎障害基礎年金
障害の程度が法で定める一級
または二級になった時に支給さ
れます。初診日前に保険料を納
めた期間(免除の期間を含む)
が、加入期間の三分の二以上あ
ることが必要です。
ただし、二十歳前の傷病によ
り障害者となった人は、二十歳
になった時から受けられます。
また、表-4のような子の加
算額もあります。

◎遺族基礎年金
加入者または老齢基礎年金を
受けられる人がなくなった時に、
残された子のある妻、または子
に支給されます。
亡くなった人の加入期間のう
ち保険料を納めた期間(免除の
期間を含む)が、三分の二以上
あることが必要です。
また、表-5のような子の加
算額もあります。

◎現行の国民年金制度
のなかで残るもの
(死亡一時金)
第一号被保険者として保険料
を三年以上納めた人が、何の年
金も受けずに死亡した場合、生
計を同じくしていた遺族に支給
されます。ただし、その遺族が

●寡婦年金の額

$$\text{第1号被保険者としての加入期間分の} \times \frac{3}{4}$$

★現行では $\frac{1}{2}$



■表-7

期別	納付期限
第一期 四月分	五月 十日
第二期 五月分	五月二十五日
第三期 六月分	六月二十五日
第四期 七月分	七月二十五日
第五期 八月分	八月二十五日
第六期 九月份	九月二十五日
第七期 十月分	十月二十五日
第八期 十一月分	十一月二十五日
第九期 十二月分	十二月二十五日
第十期 一月分	一月二十五日
第十一期 二月分	二月二十五日
第十二期 三分分	三月二十五日

国民年金の保険料と納期の変更について
年金制度の改正に伴い、昭和六十一年度から国民年金の保険料と納期が次のように変わりますのでお知らせいたします。
〔昭和六十一年四月から六十二年三月の国民年金保険料〕
○定額年金加入者
一カ月 七、一〇〇円
○付加年金加入者
一カ月 七、五〇〇円
○農業者年金加入者
一カ月 七、五〇〇円
〔昭和六十一年度から〕
納期は毎月となります。

●死亡一時金の額

保険料を納めた期間	現行	改正後
3年以上20年未満	23,000円	100,000円
20年以上25年未満	28,000円	
25年以上30年未満	36,000円	126,500円
30年以上35年未満	44,000円	160,000円
35年以上40年未満	52,000円	200,000円

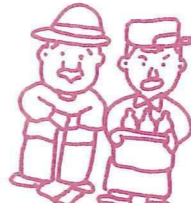


■表-6

遺族基礎年金を受けられる時は支給されません。(表-6)

あなたの国民年金

年金がスタート!!

■表-1

農林漁業・自営業者など  20歳以上60歳未満の人	第1号被保険者
厚生年金保険・共済組合の加入者  65歳未満の人	第2号被保険者
厚生年金保険・共済組合加入者の被扶養配偶者  20歳以上60歳未満の人	第3号被保険者

ますます進む高齢化社会に備え、長期にわたり公平で安定した年金制度にするために改正されます。

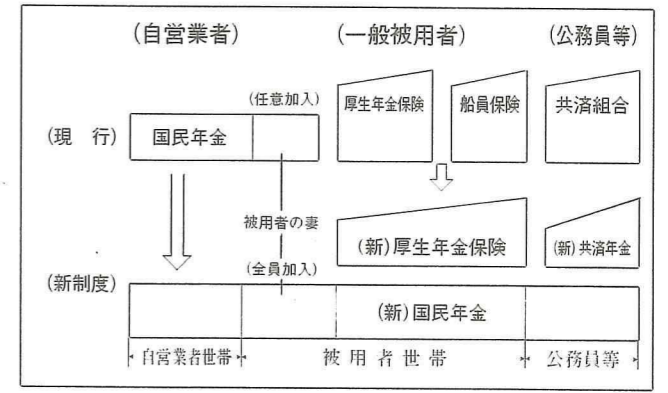
◆被保険者
新しい年金制度では、被保険者の範囲を拡大し、次の三種類になります。(表-1)

◆基礎年金は三種類
国民年金は、公的年金制度の土台として、国民に共通の基礎年金を支給する制度になります。厚生年金保険や共済組合などの加入期間がある人には、基礎年金に上乗せして加入期間分の年金が支給されます。(表-2)

◆老齢基礎年金
年金が支給されます。(表-2)

◎老齢基礎年金
保険料を納めた期間が二十五年以上ある人が、六十五歳から受けられます。
年金額は、四十年加入した人または、昭和三十六年四月以降六十歳になるまでの期間を公的年金に加入している人が六十万円を受けられます。
保険料の未納期間がある時は減額されます。(表-3)

■表-2



■表-3

$$60\text{万円 (59年度価額)} \times \frac{\text{納付月数}}{\text{生まれ年による加入可能年数} \times 12} = \text{年金}$$

(昭和36年4月からその人が60歳になるまでの期間を加入可能年数といいます)

宮城県道路交通規則

が改正されました 使用が規制されます

宮城県道路交通規則（宮城県公安委員会規則）が改正され、 unnecessary 期間のスパイクタイヤ使用が規制されることになりました。

改正された条文は、次のとおりです。

「四月一日から十一月三十日」までの間において、車輪にスパイクタイヤを取り付けて自動車または原動機付自転車を運転しないこと。ただし、積雪または凍結によりすべりおそれのある道路を通行するため、すべり止めの方法を講じる必要がある場合。その他車輪にスパイクタイヤを取り付けて自動車または原動機付自転車を運転することにつき、やむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

問 この期間内でも降雪や凍結がある場合はどうなるのですか。

答 反則金は、大型車が五千円、普通車・二輪車が四千円、原付車が三千円となります。なお、行政処分の点数は付

問 例外規定の「やむを得ない事情がある場合」とはどういうことですか。

答 積雪や凍結のある地域へ不時に出勤する必要がある緊急自動車や身体上の障害により、タイヤの交換やチェーンの着脱が困難な方が自動車を運転する場合などをいいます。

問 違反した場合の反則金や点数はどのようになりますか。

答 反則金は、大型車が五千円、普通車・二輪車が四千円、原付車が三千円となります。なお、行政処分の点数は付

問 例外規定の「やむを得ない事情がある場合」とはどういうことですか。

答 積雪や凍結のある地域へ不時に出勤する必要がある緊急自動車や身体上の障害により、タイヤの交換やチェーンの着脱が困難な方が自動車を運転する場合などをいいます。

問 例外規定の「やむを得ない事情がある場合」とはどういうことですか。

答 積雪や凍結のある地域へ不時に出勤する必要がある緊急自動車や身体上の障害により、タイヤの交換やチェーンの着脱が困難な方が自動車を運転する場合などをいいます。



わが家の味

かきの茶碗むし



菅野キエ子さん（白石）

【材料】（4人分）

かき（中）50g、だしカップ2、ほうれん草50g、生しいたけ4〜5枚、卵3コ、柚子の皮少々、調味料―塩・酒。

【作り方】

①かきは塩少々加えた冷水でふり洗いし、塩小さじ1/2、酒大さじ1をふりかけ、なべに入れてサツとからいりし、出てきた汁はこしてだしに加える。

②ほうれん草はサツとゆでて3cm長さに切る。生しいたけは、いしづきを除いてそぎ切りにする。

「ご存知ですか？」

蒸す

- ③卵を割りほぐし、かきの汁を加えだしを注いでのばし、こしきでこす。
- ④器に、かき、ほうれん草、生しいたけを等分に入れ、卵汁に注ぎ入れる。
- ⑤蒸気の出ている蒸し器に入れ、強火で2、3分間蒸した後、弱火で約15分間蒸す。
- ⑥あんの材料をなべに入れ、かきまぜながら火を通してとろみをつける。
- ⑦蒸し上った茶碗にあんをかけ、せん切りにした柚子の皮をそえる。

蒸気で食品を包むようにして加熱するので形が保て、栄養分や持ち味も失うことなく、しかも口あたりよく仕上がります。ただ、調理の途中で味をみて調味料などをたすことができない、材料に好ましくないにおいや味があれば、そのまま料理に残る、などの短所もあります。

味つけや下ごしらえは十分にしましょう。よい蒸し器は、材料のまわりに蒸気がたつ

ふり充滿できる空間がある大きい器具ほどよい蒸し器といえます。

金属製の蒸し器は、蒸し板をはずすとたつぷりと湯をわかせるので、ゆでもものにも便利で、二段、三段と重ねて使う蒸し器は、途中で蒸し湯を補うのに扱いやすい器具です。

蒸し湯の分量は、蒸し器の形にもよりますが、蒸し板までの高さの%ぐらいまで水を入れます。湯が多いと沸騰した時に蒸し板まで上がってゆでたようになり、茶碗むしなどは器が不安定になってでき上がりがよくありません。ただし長時間蒸すときは、湯もたくさん必要なので蒸し板を高くするか、途中で湯を補うかしなければなりません。

火加減について
蒸気が充分蒸立ったところへ材料を入れ、強火でどんどん蒸すものとしては、赤飯、いも、まんじゅう、シューマイなどがあります。茶碗むしや卵豆腐などの卵の蒸しものは、蒸気の上がった蒸し器に入れて再び蒸気が立ったら弱火にし、ふたをずらせて調節しながら蒸し上げます。

強火にすれば立ちますし、弱すぎれば卵豆腐の場合には粘りが出でまづくなりがあります。蒸しすぎてもおいしくありません。竹ぐしを刺して何もついてこなければ蒸し上がりです。

消費生活モニター調査結果

調査日：昭和61年2月1日 白石市

品名	銘柄・規格	最高値	最低値	平均値	前月平均価格	対前月価格比	備考
1. 砂糖	上白糖 1kg	290円	258円	273円	273円	—%	上昇品目：しょう油、小麦粉、牛乳、バター
2. しょう油	本醸造上級濃口 1.8ℓ	500	418	461	459	0.4	ラップ、プロパンガス
3. サラダ油	ポリ容器入り 700g	440	358	389	403	△3.5	下降品目：サラダ油、マーガリン、ティッシュ
4. 小麦粉	薄力粉 1kg	240	198	221	220	0.5	ユベーパー、灯油、レギュラーガソリン、軽油、重油
5. 食パン	並食 1袋	170	150	155	155	—	横ばい品目：砂糖、食パン、カレーライス、理髪料、パーマメント料
6. マーガリン	ソフトカトン入り 225g	218	185	203	204	△0.5	
7. 牛乳	紙容器入り 1,000cc	280	208	243	241	0.8	
8. バター	カルトン入り 225g	440	378	400	399	0.3	
9. ティッシュペーパー	400枚(200組)紙箱入り	180	130	153	155	△1.3	
10. ラップ	幅30cm長さ20m(一巻)	240	160	193	89	2.1	
11. プロパンガス	10m ² (気体)	5,140	5,000	5,070	5,064	0.1	
12. カレーライス	並食(一皿)	450	450	450	450	—	
13. 理髪料	小学生調髪(洗髪を含む)	1,800	1,400	1,600	1,600	—	
14. パーマメント料	ユニード(ショートカット及びセット含む)	6,000	4,500	5,350	5,350	—	
15. 灯油	店頭価格 18ℓ	1,380	1,150	1,211	1,235	△1.9	
	配達料込み 18ℓ	1,380	1,200	1,249	1,272	△1.8	
16. レギュラーガソリン	1ℓ 現金	143	138	140	142	△1.4	
17. 軽油	1ℓ 現金	98	90	95	96	△1.0	
18. A重油	1ℓ 現金	80	68	73	74	△1.4	



家族話合お解 交通安全・自転車編

点検・整備で

安全な「自転車ライフ」を



ブレーキが力かずに、壁に激突—こんなことにならないよう、自転車の点検・整備は忘れないようにしましょう。点検は次のような要領で行いましょう。

●サドル—しっかりと固定されているか。高さは、両足先が軽く地面にとどき、ハンドルを握ったとき、上体が少し前に傾くように調整されているか ●ハンドル—前輪と直角にしっかりと固定されているか ●ブレーキ—前・後ともよく利くか ●チェーン—ゆるすぎないか ●タイヤ—空気が入っているか。すりへっていないか ●ペダル—曲がっていないか ●ベル・ブザー—よく鳴るか ●ライト—明るくつくか。反射器や反射テープは、明るく反射するか。

自転車には、自動車のような「車検制度」がないので、つい点検を忘れがち。自転車に

乗る前には必ず点検し、悪い箇所はすぐに整備しよう。自分でできないときは、自転車安全整備店で整備をしてもらおう。思わぬ事故を防ぐためにも、点検表を作り、安全な「自転車ライフ」を楽しみましょう。

定期点検表

点検月日		
ことから		
ハンドル		
ブレーキ		
サドル		
タイヤ		
ペダル		
チェーン		
ベルブザー		
ライト		

市民登場

健康を守る愛情いっぱい 家庭料理の指導に努める

島 つねさん

「食は生命、日々新しく作られる。一日一日の食事が生命を作っていることを考える時、毎日の食生活をおろそかにすることはできません」と若者から幅広く、家族の健康を守る女性達に、栄養のバランスのよい、真心のこもった家庭料理を指導し続ける島つねさん（五七）

島さんは、働く婦人の家料理を独学するようになり、自宅でも家族の健康を守るために料理を学び始めた。昭和五十五年から女性達に料理を教える活動に、昭和五十五年からは「以前はあまり料理には興味をもちませんでしたが、受け、毎月一回は上京して講義二十年ぐらい前から、家族の健康は食事から」と考え、です。



▲生徒を指導する島さん

島さんの熱心な指導、優しい人柄ゆえか、料理教室には受講生が大勢集ります。働く婦人の家では定期講座を月二回と、ういめん料理教室など季節の料理講座を受け持ち、自宅でも七つのグループに料理を指導しているたいへん忙しい先生です。

「食事は愛情で作るもの、食事は科学、料理には基本があつて応用があります。今は食糧が豊富な時代です。栄養に偏りがなくバランスのとれた食生活を営みましょう。」と受講生に教える島さん。欧米諸国では、脂肪の摂りすぎや食事の偏りから成人病が増加し始め、主食+主菜+副菜の栄養のバランスのとれた日本型食事が世界からも注目されているそうです。

「食事の時は小言は禁物です。どんなにおいしい料理でも心の問題でマズくなります。食事はみんな楽しんで」と食べる際のマナーも一言。

「実習した料理を作つて家族みんなにとっても喜ばれましたと生徒さん達に言われるのがとても嬉しいですね。これからは自分も楽しみ、勉強しながら指導していきたいです」という、優しい日本のお母さん、島さんです。

秀吉の天下統一事業に最後まで反抗したのは奥羽地方であった。それだけに彼の奥羽仕置(処分)もずいぶん厳しかった。その手始めが太閤検地である。天正十八年(一五九〇)から始まった検地はすべての郷村の耕地・屋敷を一筆ごとに位置・面積・生産高(石高)、年貢高、所有者を調査し、耕地・屋敷に上中下の等級をつけ年貢を取るということだった。この時出した秀吉の命令(要旨)は次のようなものだった。「武士・百姓によく検地の趣旨を説明せよ。反対し抵抗する者は武士も百姓も城はふみつぶし、一郷も二郷もすべてで斬りにせよ、あとは無人になつてもよい。まことにすさまじいものだった。同十九年刈田郡は蒲生領になったが、天正検地の様子は不明である。だが四年後の文禄三年の検地目録によると刈田郡二十三か村で二万八千六百石余の石高、田畑の六〇%が上田畑と格付けされている。この石高は蒲生氏

郷土史アレコレ

11

なで斬り

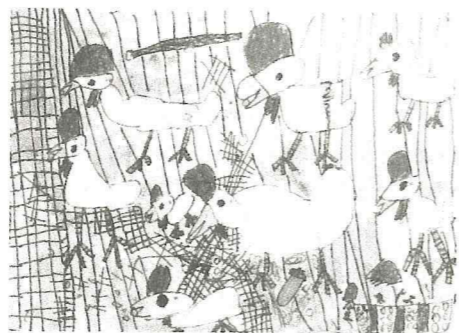
の後の領主上杉氏になつてからもあまり変つていない。この新しい石高、これに基づいて年貢取り立ては郡内の農民にとつては重い負担だつたらしい。詳しい事情は不明だが、蒲生氏に不満を持った農民は一揆をおこして反抗した。当時の記録に「一揆を企てた者を所々において踏み殺した。これによって領内静謐す」とあるから容赦のない武力弾圧で農民を抑えこんだのであろう。刈田郡が伊達政宗領になつてから三十三か村で一万九千九百石余、田畑格付けも大部分は中か下(寛文四年一六六四)太閤検地からみれば約半分の石高である。それでも百姓は「鉦を叩くか、裸で茨を背負うか、刈田で百姓するか」と恐れたくらいだから蒲生・上杉両氏の支配がいかにすさまじかつたかがわかると思う。刈田の百姓生活は片倉氏が領主になる以前から厳しいものであったのである。

(市史編さん室)

わが家のアイドル

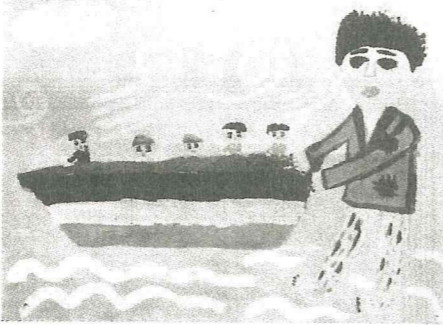


太田さゆりちゃん(白石) 幸男さん、頼子さんの長女 ママからひとこと 「元気で明るく 優しい子に育ってネ」



「すきなどうぶつ」 さとう ひであき(白川小1年)

わたしのケツサク



「ふなひぎ太良」 わたなべ あかね(大平小4年)

市民文芸

歌壇

〔投稿される方へ〕毎月十五日までに一人三首、封書またはハガキに住所、氏名を明記のうえ、市総務課広報係(白石市桜小路三五)へ。短歌・俳句の併記は不可。

沢水の澄みし流れに鮮やかな緑の芽を七草に
摘む 石沢 敏子
幼字を力いっばい書き記す孫らの便り今日も
ときどき 阿部みさ子
女盛りを癌に逝きたる妹の喪に服すれば除夜
の鐘鳴る 草野 美沙
両の手に茶碗つつみて含む茶に茶柱の立つ朝
はすがしき 若桑 謙一
元旦を迎えてふくらむ紅梅の花開く日を夫と
待ち侘ぶ 太田 敏子
組板に庖丁の音よく響き妻は正月の料理に忙
し 甲斐 邦男
塀のまわりに山茶花の花散り敷きてすらは声
あげ花びら拾ふ 赤柄 とし
年の瀬を真紅に咲きしシクラメン茶の間飾り
てなほも咲きつゞ 高子うこん

川股 兵三選

真白なる雪に埋りしわが狭庭南天赤く朝日に
光る 高橋和歌子
素枯野に餌をあされる小雀に近づき行けば群
れて飛び立つ 遠藤 省三
「評」一首目七草のために芽を摘む、新鮮な
緑の芽と共に作者の心も澄んで新鮮であり
心よい作品である。二首目幼い孫から今日
も便りがとどく、一杯書く幼児の字が見え
るようであらう。三首目妹の喪に服して
居れば除夜の鐘が鳴りかなしみの年が過ぎ
てゆく作者の心情があふれてをり佳作であ
る。四首目愛用の茶碗で朝茶を飲む幸い先
の良い茶柱がたつた朝は心もすがすがしい。

俳壇

農具にも松かざりしてお正月 川村静恵
(評)農具も正月は仕事をゆつくり休む。広い酒屋に
取られた農具にも松飾りがかけられて休んであ
りのんびりした正月の生活である。
初春を過ぎ難いぬ「祝い船」 高子たちばな
(評)お正月に舞うめでたい踊りに「祝い船」とい
うのが、正月を祝って踊る作者にあてやかがあ
つてほのぼのとしたものを覚える。
挽きたてのコーヒー匂い日脚のぶ 青木良子
(評)家事の合間に挽きたての香り高いコーヒーを
いれ飲む主婦のひととき。日脚もやのびてい
る。雪に下水工事大忙し 近内キヨ
千両の赤き実が映え初日出づ 草野美沙
熟つあつた七草粥をすすり合う 日下 文
カトレアの咲く店先に筆を買おう 佐藤周子
蘭玉をえらむから鳴らしつつ 鈴木民子
冬の雨暗く寒に変わりつつ 佐藤善夫
若水に心と身体浄めけり 高橋和歌子
◎三月例会は三月二十三日甲中央公民館で行います。
卒業、梅、山菜、で作りたくたさい。

鈴木貞二選



■特別障害者手当制度 4月1日スタート

4月1日から特別障害者手当制度が発足します。この手当は、20歳以上の方で著しく重度の障害の状態にあり、日常生活面において常時、特別の介護を必要とする方に月額2万円を支給するものです。
☆支給対象の障害者

- この手当の対象となる障害の程度は、おおむね次のとおりです。
 - ①国民年金の障害等級1級に該当する障害が2つ以上ある場合
 - ②①の障害が1つあって、かつ国民年金の障害等級2級に該当する障害が2つ以上ある場合
 - ③①に該当する肢体または体幹の機能障害が1つあって、かつ日常生活動作で相当の介助を要する場合
 - ④現行の福祉手当に該当する内部障害が1つあって、かつ安静を要する程度が「絶対安静」の場合
 - ⑤現行の福祉手当に該当する精神障害があり、かつ日常生活能力判定で特別な監護を要する場合
- ▶手続きについて

■61年度白石市保育園 入所見申請受付中!!

白石市の各保育園（小原保育園、北保育園をのぞく）では、昭和61年4月からの入所児童の申請を受

この手当を受けるためには、特別障害者手当認定請求書に必要な書類（診断書、身障者手帳の写、療育手帳の写、所得証明書等）を添えて市社会福祉事務所に提出してください。請求に必要な書類は、市社会福祉事務所に備えてあります。

▶その他 特別障害者手当制度ができたことにより、今までの福祉手当は、昭和61年3月31日で廃止されます。

20歳以上の方で、4月1日から特別障害者手当が障害基礎年金を受けられない方は、引き続き月額11,250円の福祉手当が支給されます。

20歳未満の方で重度の障害の状態であるため日常生活において常時介護を必要とする方は、月額11,250円が障害児福祉手当として支給されます。

これらの手当は、昭和61年3月31日現在で認定されていれば新たな手続きは不用です。

※詳しくは、市社会福祉事務所福祉係（☎5-2111内線 139）へお問い合わせください。

付けております。白石市に在任し保育に欠ける状態のお子様を利用できます。

※詳しくは、白石市社会福祉事務所保育係 ☎5-2111(内線147)まで。

6月1日から児童手当法が 変わり、2人目の子どもにも 支給申請の手続きを

▶児童手当とは、児童を養育する人に手当を支給することによって家庭生活の安定と、次代をになう児童の健全育成に資することを目的とする制度です。

▶新しい児童手当とは、これまで義務教育終了前(中学校卒業前)の児童を含む18歳未満の児童を3人以上養育している方に支給されましたが、今年6月1日からの改正では、それと併せて、昭和59年6月2日以降に生まれた児童を含む18歳未満の児童を2人以上養育する方にも支給されることになりました。また、これまでどおり前年の収入が一定の額以上の方は、この児童手当は受けられません。

▶手当の額は

・月額 2,500円…18歳未満の児童のうち出生順に数えて2人目の2歳未満(昭和59年6月2日以降生まれ)の児童

・月額 5,000円…18歳未満の児童のうち出生順に数えて3人目以降の義務教育終了前(中学校卒業前)の児童1人につき。

また、これまでは、市町村民税非課税の方には、2,000円の加算があり、7,000円支給されましたが、改正では加算はなくなります。

▶申請の手続 該当される方は、市民課で申請してください。

▶制度の段階的实施 児童手当は、昭和62年度、63年度と段階的に制度が変わりますので、広報に注意してください。

※詳しくは、市民課市民係(内線131)へどうぞ。

たばこは
市内で買いましょう!

■固定資産課税台帳の 縦覧期間について

固定資産課税台帳の縦覧を次のとおり行いますので、ご利用ください。

▶期日 昭和61年3月1日(出)から3月20日(内)まで(ただし日曜日を除く執務時間内)。

▶場所 白石市役所税務課
※昨年、相続、贈与、売買及び家屋の新増築、取りこわし等を行った方は台帳を確認してください。

登録等に誤りがあった場合の修正する期間でもありますので、ぜひご来庁のうえ縦覧をお願いします。なお、電話での問い合わせは受けできませんのでご了承ください。

■白石市営授産所を廃止し 福祉作業所やまぶき園を設置

本年4月1日から生活保護法により設置しておりました市営授産所を廃止して、そのあとに福祉作業所やまぶき園を設置します。雇用されることが困難な在宅の精神薄弱等心身に障害のある方々に対し、生活訓練及び授産指導を白石市心身障害児育成会に運営管理を委託して行います。

入所を希望される方は、3月20日まで社会福祉事務所福祉係に印鑑持参のうえお申し込みください。

■3月・4月入隊の 自衛官募集!!

防衛庁では、次により自衛官(2等陸・海士)を募集しています。

▶応募資格 今春高校卒業予定の18歳から25歳未満の男子。

▶入隊時期 3月中旬～4月下旬

▶待遇 初任給107,400円(衣食住は無料支給または貸与)、定期昇給年1回、賞与年間約5ヶ月分

▶身分保障 特別職国家公務員
※詳しくは、大河原事務所 ☎02245-3-2185へお問い合わせください。

昭和61年度水田利用再編対策について

米の消費も依然として伸び悩み、米をめぐる状況はますます厳しくなっている中で、昭和61年度の転作面積の配分も終わり、なお一層の定着化を推進していくことにしています。食糧制度を守るとともに白石市における実施率100

%達成のため、ご協力をお願いいたします。

●転作目標面積 273ヘクタール
転作配分 252ヘクタール
他用途利用米配分 21ヘクタール (1700俵)

奨励補助金 (10アール当たり)

区 分	基本額 (平均)	転作定着化推進加算		
		第1種	第2種	
水 年 性 作 物 (転換期を含む)	果樹・転換畑	50,000円	20,000円	10,000円
特 定 作 物	大豆・飼料作物・麦・そば	42,000	20,000	10,000
一 般 作 物 等	特産、永年性作物以外の作物等	27,000	15,000	10,000
	野菜	22,000	15,000	10,000
管 理 転 作	転作の場合	27,000	15,000	10,000
	保全管理の場合	22,000	—	—
土 地 改 良 通 年 行 施	土地改良事業の通年施行を実施した場合	22,000	—	—

[注] 1. りんご・桑の新植については、最近の需給事情が考慮され、転作の対象から除かれています。
2. 青刈り稲は、保全管理、土地改良通年施行と同じように転作定着化推進加算の対象から除かれています。
3. 保全管理等の水田預託期間は連続3年未満となっています。

■集団転作で加算制度を!!

白石市では次の加算制度を推進しています。

[第一種加算 (20,000円/10a)の要件]

- 団地化加算
- ①3ha以上の連担団地
- ②1ha以上の団地で地区内実施面積の%以上であること。
- ③作物が統一されていること。

[第二種加算 (10,000円/10a)の要件]

- 集落転作 地区内水田耕作者%以上により転作営農組合が設置であること。
- 団地化促進型
- ①第一種加算対象にならない団地形成転作田であること。
- ②団地構成面積が概ね1ha以上上であること。

○経営転換型 地区内水田の40%以上が水稲から他の作物に転換されていること。

○地域特産作物転作 きゅうり
※転作についてのお問い合わせは農林課農務係または農協にお問い合わせください。

■農地流動化を積極的に!!

農用地利用増進事業による農地の流動化は安心して貸し借りができる制度です。

兼業化や高齢によって経営縮小するような場合、市農業委員会が仲介となり今後とも農業で自立しようとする農家に貸して、農地を有効利用することがねらいです。この場合、農地の貸し手農家には次のような奨励金が交付されます。
〔貸付期間〕 (10a当り奨励金)

- ・3年以上 6年未満 8,000円
- ・6年以上 10年未満 20,000円
- ・10年以上 30,000円

(手続きは簡単、農協支所窓口で)
なお、農地の相談相手として農業委員、農協支所長を「農地流動化推進員」に委嘱しております。お気軽にご相談ください。
※詳しくは、市農林課農務係、農業委員会または農協支所にお問い合わせください。

カメラ・ニュース



分校スキー大会

2月6日、蔵王山麓の5分校(福岡小の不忘、長峰、蔵王、八宮と深谷小の三任分校)のスキー大会が白石スキー場で開かれました。子ども達は学年別に回転、大回転にタイムを競い合い、白銀の世界に大きな歓声がかどましました。



ジャンボかるた大会

1月27日、大平小学校(山村文衛校長、児童数210人)で「ジャンボかるた大会」が開かれました。6つのグループに分かれた子ども達は寒さを忘れ、手作りのジャンボサイズの絵札を求めて元気いっぱいグラウンドを駆け回りました。



宮城野・信夫の記念碑移転

2月18日「墓太平記白石噺」などの歌舞伎で仇討ち話として有名な孝女宮城野、信夫の記念碑が移転され落成供養式が行われました。式には川井市長や鈴木市観光協会会長ら関係者が列席し、仏式により父の仇を討った孝女妹のめい福を祈りました。

綴っておくと便利です。

休日急患当番医

月 日	内 科	外 科
3 / 2	亘理 医院 (5)8501	刈田 病院 (5)2145
9	大沼 医院 (5)2502	宮城 医院 (5)2062
1 6	刈田 病院 (5)2145	刈田 病院 (5)2145
2 1	広瀬 医院 (5)0238	加藤(大)医院 (6)2653
2 3	三浦クリニック (5)6854	堤 医 院 (5)1181
3 0	加藤(司)医院 (5)2001	斎藤 医院 (5)1222

※都合により変更になる場合もあります。

定 例 相 談 (3月分)

相談区分	相談日	時 間	場 所	内 容
人権擁護 相 談	17	10:00～ 15:00	白石市役所 2階会議室	結婚、離婚、遺産相続、借地借家、雇傭、差別待遇問題等
行政相談	17	10:00～ 15:00	同 上	国や県、市など役所の行う仕事について困っていることや希望等
生活相談	17	10:00～ 15:00	同 上	市民の日常生活上の 困りごと
	25	10:00～ 12:00	健康センター 2階相談室	
高 齢 者 職 業 紹 介	18	10:00～ 13:00	健康センター 2階相談室	60歳以上の方の職業斡旋。 来談される方は、事前に福祉協議会 5-2111 (内線148) にご連絡ください。
社会保険 相 談	17	9:30～ 15:00	白石市役所 第3会議室	健康保険、船員保険、 厚生年金など
税務相談	3月は休みます。			
消費生活 相 談	17 毎週月・火・ 水・木・金	10:00～ 15:00	白石市役所 1階消費 生活相談室	買物苦情、消費生活 一般
補 聴 器 巡 回 サ ー ビ ス	リオン 12・28	13:00～ 14:00	福祉事務所	補聴器の修理、調整 など
	ニホン 14	10:00～ 11:00		
婦人相談	17	10:00～ 15:00	白石市役所	家庭内の人間関係や 異性との問題等で悩 んでいる女性の方
無料法律 相 談	17	10:00～ 15:00	白石市役所 4階会議室	法律についての困り ごと
身 障 者 相 談	10	10:00～ 15:00	白石市役所 第3会議室	身体障害者精薄者の生 活、職業、結婚等

☆火災の発生しやすい季節です。火の取り扱いには十分注意しましょう!!

■人口の動き 2月1日現在 人口42,557人 男20,831人 女21,726人 世帯11,567戸